

平成 24 年 7 月 30 日

東京税理士会

会長 神津 信一 殿

全国青年税理士連盟

会長 市木 雅之

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビン 401 号

電話 03-3354-4162



「税理士制度に関する勉強会における論点整理メモ」への意見

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、日本税理士会連合会・税理士法改正特別委員会による標記「論点整理メモ」が平成 24 年 6 月 28 日に日税連ホームページで公表され、各税理士会においては平成 24 年 7 月末日を締切りとして、論点整理メモを踏まえた税理士会員の意見募集がされております。

当連盟では、従前より「使命の明確化」、「信頼される資格取得制度の確立」、「税務官公庁からの独立性の確保」、「代理権限の拡充・強化」の四点を税理士法改正に向けての基本的考え方として、税理士制度に関する議論を重ねてきました。

その検討の結果を表明すべく、今回公表された「論点整理メモ」に対する意見を取りまとめましたので、ここに提出いたします。

(対象項目) 1 (1)「電子申告等の送信業務」

【意見】

- ・ 電子申告等の電磁的記録の送信業務を「税務代理」に含めて税理士の独占業務とすることには無理があり、あえて税理士業務に含めるとするならば、現行法においても「税務書類の作成」に含まれる業務と解釈すべきである。

【理由】

- 確かに電子申告におけるデータ作成と送信は、連続して行う業務で通常切り離すことなく、データ作成者以外の者が業務として単に送信のみを行うことは考え難い。そうすると、データ作成と送信は一体となる業務であることから、送信業務は税務書類の作成と密接不可分の限りなく税理士業務に近い業務であることは間違いない。
- 一方、現行法の解釈としては「納税者が作成した申告データを単に送信するだけの業務であれば税理士業務に当たらないと考えられる」とされており、これが国税庁の見解となっている。

その見解に基づくならば、例えば納税者自身にソフトウェア上で申告データを作成させて、それをデータとして受け取り、電子により提出代行する形式の業務を、税理士業務を行うことのできない民間企業等が税理士法上の規制を受けずに行うことも想定されよう。

しかし、これだけ情報技術が発達した世の中において、単なるデータ送信を税理士の独占業務である「税務代理」に含めるのは、「送信業務は税務官公署への申告書等の提出行為であり、法第2条第1項第1号の税務代理における代行に含められる」という解釈も成り立たないことはないが、業務独占の幅を殊更に拡大していると認識され、国民の納得を得るには少し無理がある。
- 従って、あえて税理士業務に含めると解釈するならば、税務書類のデータ作成さえ行ってしまう簡単なクリック操作のみで送信が完了する電子申告の実態から、事実上は税務書類の作成と一体渾然とした業務であり、税理士以外の者が行うことは、法第2条第1項第二号の「税務書類の作成」に抵触する旨の解釈を徹底させることにより解決を図るべきである。

また、税理士が行う電子申告等の送信は、基本的には税務代理を伴っているものであるため、税理士固有の代理権により納税者の権利が護られるものであること、申告データ等の納税者の機密情報については、税理士に課せられる高度な守秘義務により保護されるものであることから、納税者の利便性、権利利益の確保に繋がることが周知されなければならない。

(対象項目) 1 (2) 「補助税理士制度のあり方」

【意見】

- ・ 法第2条第3項に規定する者を、現行の概念である「補助税理士」に限定しないものと解釈すべきである。
- ・ ただし、「補助税理士(所属税理士)」という登録区分は廃止し、税理士であれば誰でも「他人の求めに応じ」業務ができるようにすべきである。

【理由】

- 前回の法改正において法第2条第3項が創設されたことにより、税理士が他の税理士又は税理士法人の補助者として税理士の業務に従事することが法的に明確となった。

しかし、前回の法改正時に補助税理士制度を設けた当初の目的は、他の税理士事務所に勤務する税理士が自らの名において税理士業務を行うことができる旨を明確にすることとともに、税理士同士の協働化の推進を図ることにあつたはずであるが、結果として同制度は勤務税理士の業務形態に制限のある制度として整理された。それにより、本来は資格者として同等であらねばならない立場が、「補助」という名称が付されることにより、あたかも資格内で上下関係があるかのような連想をさせ、さらに開業税理士と会費は同じであるのにも関わらず、自己の事務所が持てない、税務支援の従事報酬が得られない、顧客が持てない、税理士協同組合に加入することができないなど、差別的な取り扱いを受ける結果となってしまった。また、「他人の求めに応じ」「税理士の業務」を行う税理士制度の根本概念である代理人制度の観点からも歪なものとなってしまった。これは通達2-7により、法第2条第3項の補助者業務を行う者が、規則第8条第2号ロに規定する「補助税理士」に限定されているところにすべての問題がある。

- そもそも法第2条第3項は、「税理士が他の税理士又は税理士法人(省略)の補助者としてこれらの項の業務に従事することを妨げない。」と規定するのみであり、補助者業務を行う者を「常時同項に規定する業務に従事する者」と限定することは、明らかに行き過ぎた解釈である。従って、法第2条第3項は存置するが、通達2-7を削除し法解釈を改め、規則第8条第2号ロに規定する「補助税理士(所属税理士)」という登録区分を廃止し、税理士であれば誰でも「他人の求めに応じ」業務ができるような制度として関連規定を整備すべきである。

なお、勤務する税理士に関する業務については税理士法で制限するのではなく、雇用主との雇用関係で整備するとともに、勤務する税理士の事務所登録は原則として勤務先とすべきであるが、同時に業務の本拠地を何処に置くかの選択の余地を雇用される税理士に残すべきである。また、依頼者保護の観点からは法第2条第3項による業務であることを依頼者に明示することも必要であろう。

(対象項目) 1 (3)「法第 30 条の税務代理権限証書の提出を前提とした書面添付制度・意見聴取制度」

【意見】

- ・ 法第 30 条の税務代理権限証書の提出を徹底し、税理士法上の代理権に関する規定の整備をすることは必要であるが、法第 33 条の 2 第 1 項の書面添付制度について、法第 30 条の税務代理権限証書の提出を前提条件とする必要はない。
- ・ 法第 33 条第 1 項に関して、税務代理権限証書を提出している納税申告書等については本人の署名押印義務を廃止し、税理士の署名押印のみで納税申告書等の法的効力を有するものと改正するとともに関連規定を整備し、法第 33 条第 4 項は削除すべきである。
- ・ 法第 34 条に関しては、税務代理権限証書を提出している税理士に対して、調査の種類を問わず 14 日前までに事前の通知を行うものと改正すべきである。
- ・ 法第 35 条第 1 項及び第 2 項に関しては、添付書面の添付を要件とせず、税務代理権限証書を提出している税理士に対しては、必ず意見を述べる機会を与えるものとすべきである。
- ・ 法第 35 条第 4 項は削除すべきである。

【理由】

- 税理士の代理権限の拡充・強化を図るためには、まずはその代理権を明示する税務代理権限証書の提出を徹底させる必要がある。
しかし、現行法における税務代理権限は代理人制度としては希薄であり、納税者の権利擁護を図るべき税理士の法的地位は残念ながら低いと言わざるを得ない状況であり、一層の代理権限の拡充・強化を図る必要がある。
そこで、署名押印の義務に関しては、既に電子申告については税理士の署名のみによる代理送信が可能となっていることもあり、税務代理権限証書の提出がある以上、納税者の代理人たる税理士の署名押印のみで法的効力を有するものと制度設計すべきである。
- また、調査の通知に関して、税理士法及び国税通則法では税理士に対して限定的な通知義務となっており、納税者の代理人としての法的地位が尊重されていない。税務調査における立会いは、納税者から代理人として税理士の職能を最も期待されている業務であり、税務調査に関する税理士の法定地位を確立すべく調査の種類を問わず事前通知がなされるべきである。
- さらに、意見の聴取に関しては、事前聴取の内容が調査等の手続きの際に効果を及ぼさないとされていることにより、その実務上における利用率は低いものとなっている。よって、まずは税理士の代理人としての地位を尊重した意見聴取制度に設計したうえに

利用率の向上を図り、法第 33 条の 2 の書面添付制度については、税務代理権限を補完する制度として制度設計を再構築していくべきである。

- なお、税理士法上の代理権限規定の整備は、国税通則法第 7 章の 2（国税の調査）と関連性を持たせて行わなくてはならない。税理士の代理権限の行使は、納税者の権利利益の保護を図るために存するものであるという観点から、税理士法上の代理権限の強化が図られなくてはならない。

(対象項目) 1 (4)「事務所の設置基準の見直し」

【意見】

- ・ 事務所の設置は税理士会の会員に対する指導連絡監督に基づき、実態把握を通じて個別に取り締まるべきであり、現状不都合が生じているのであれば、各单位会の独自性も考慮して、会則により対応されるべきである。

【理由】

- 憲法第 22 条第 1 項には、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」と定められている。居住移転の自由及び職業選択の自由を通して経済活動の自由を保障しているものである。本改正案は税理士法により、これらのことを制限するものであり憲法第 22 条第 1 項に抵触する虞がある。

- 現行税理士法は、第 40 条において事務所の設置義務を設け、法律関係の明確化及びいわゆるニセ税理士行為防止の趣旨により二箇所事務所の設置を禁止している。このこと自体は、納税者保護の観点からも理解できる。

しかし、改正案では、従来から不適切な行為を惹起する虞があるとされたものの他、納税者の利便性の向上を図るとの理由から、更に税理士事務所と税理士の住所地の範囲に制限を加えようとしている。

そもそも「事務所」とは、継続的に税理士業務を執行する場所をいう。そして、継続的に税理士業務を執行する場所であるかどうかの判定は、外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実によるものとされている。

納税者の利便性を殊更に強調するのであれば、交通網・通信網の発展は、これまでのライフスタイルのみならず、就業形態にも大きな影響を与えている。こうした時代の中、税理士事務所が関与可能な地域的範囲も格段に拡がりを見せており、遠方になるケースも多々見受けられる。もともと業務遂行については、税理士事務所と関与先との距離的な関係も含めて双方の合意・納得のうえ、個々の事情に合わせた業務形態により行われている。遠隔であること自体が、納税者の信頼や利便性を損ねることに繋がらない。

- このことから鑑みても、税理士事務所と税理士の住所地の範囲が遠隔であるとの事実のみにより、納税者の利便性に反するとして法改正により事務所の設置範囲を規制することは、緊急性も実害性もなく到底理解し難い。また、改正の方向性では、合理的な時間の範囲内としながら、改正案では距離を基準として範囲を定めるとしており、この点についても統一性に欠ける提案になっていることを付け加えておく。

仮に、税理士事務所と税理士の住所地の範囲が遠隔であることが、いわゆるニセ税

理士行為や二箇所事務所を惹起するおそれがあると考えるのであれば、法改正の問題ではなく、税理士会の会員に対する指導連絡監督に基づき、事務所の実態把握を通じて個別に取り締まるべきである。また、取締りに関して、現状不都合が生じているのであれば、各単位会の独自性も考慮して、会則により、現在よりも強固な防止策を講じるべきである。

(対象項目) 1 (5)「報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直し」

【意見】

- ・ 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定を、削除することに賛成する。

【理由】

- 現行では、国会又は地方公共団体の議会の議員の職及び非常勤の職を除き、全ての報酬のある公職に就いた場合は税理士業務を行ってはならないとされている。
これは、税理士業務の重要性を鑑みて、国民の安全性を確保するために設けられた制度であり、名義貸し行為等を防止する役割もあったものと思われる。
しかし、税理士が公共活動に積極的に進出し、その職能を生かして社会に貢献することも社会的要請であり、その要請に応える際に当該規定が障害となるならば見直しを図る必要性がある。
- ただし、地方公共団体の首長が税理士を兼ねた場合は、一方では課税する立場となり、住民から税理士としての独立性に疑問を持たれかねないので、その就任後は税理士業務を自主的に停止することを該当者に求めることなども検討されなければならない。
また、常勤の報酬のある公職と税理士業務を兼業することは、現実的には困難であり、名義貸し行為等を誘発しかねないので、税理士会への公職就任の届出を制度として周知徹底させる必要がある。

(対象項目) 2 (1)「税理士の資格」

【意見】

- ・ 税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者を原則とすることに賛成する。
また原則として試験科目の免除も認めるべきではない。例外的に弁護士・公認会計士に対して一部科目を免除する場合も、合理性、妥当性のある科目に限定して設けるべきである。

【理由】

○ 試験制度により、公平かつ客観的に税理士に必要とされる資質及び専門性を担保すべきである

納税者の立場に立った場合、一番重要なのは、国家資格を付与された者が十分その使命を遂行すべく能力を備えているかどうかである。そして、その資質を最も公平かつ客観的・合理的な基準により検証を行うのが試験制度である。

よって、今回の「税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者を原則とする」という意見案は、税理士の能力担保措置として最も公平かつ客観的・合理的に税理士の資質を検証するものであり、納税者の立場に立った場合、税理士としての能力の有無を最も確実に判別しやすい制度である。

隣接業種である弁護士・公認会計士に対しては、使命が異なるため、当然、制度上各試験制度で担保される資質は異なるものであり、仮に試験内容の一部に税理士業務に係るものが盛り込まれていたとしても、まさに税理士としての資質を検証することを目的とした税理士試験と同水準のものとは明らかになり得ない。納税者の視点に立てば、資格が付与されるための専門性の基準は本来統一的なものによって担保されなければならない。資質の有無に関して正確な判断ができず安心して依頼できない。

よって、税理士試験合格者と同水準の能力担保措置を図るため、本来的には1科目に限定する必要はないが、各資格取得制度において検証を受けていない部分、弁護士に対しては会計科目、公認会計士に対しては税法科目の合格を必要とするのは合理的な方法である。

○ 「能力担保措置として公認会計士試験の租税法の水準がどの程度なのか、公認会計士の実務補修や研修における税法の内容が十分に充実しているのかや、公認会計士試験の合格者数の推移について、公認会計士側の更なる取組みをきちんとみていく必要があるのでは」に対して

各専門家の資質・能力を図る一番の要諦は、入り口の資格取得の段階である。資格を得るために必要な資質を身に着けるべく、必死で勉強を行い、将来にわたって税務ある

いは監査業務を行う上での礎を築いているのである。この段階を経ずには十分な専門性が担保されない。税務も監査業務も、それぞれ期待される専門性が高度化している現状において、まずはしっかりと各試験制度によって必要とされる資質を検証されることを国民は期待している。また、研修による能力担保は、あくまで試験制度による検証を受けたうえたうえでの補完的な位置づけであり、研修のみでは十分な能力担保は行えない。

上記を踏まえ、公認会計士試験における租税法の問題の水準は、公認会計士試験が監査人としての資質を担保するために制度設計された試験制度である以上、あくまで監査のための資質を検証するための受験科目の1科目として必要とされるレベルの租税法であり、まさに税務の専門家としての資質を検証する税理士試験の税法科目3科目のそれとでは、税法の学習時間への投入時間及び合格に必要なとされる知識・水準共に、税理士の方が明らかに高い資質が要求されている。これは、使命の違い、そしてそこから要求される資質の違いからくる制度上の当然の帰結であると考えられる。

よって、公認会計士試験における租税法では、あくまで監査に必要な範囲での税法知識の習得の有無の検証でしかない。

- 「現在は平成15年の公認会計士法の一部改正前の水準（1,100～1,300名程度）に戻りつつあり、当初問題視していた公認会計士試験合格者が安易に税理士業務に参入してくるといった状況はないのではないか」に対して

税理士資格の付与は、あくまで税理士としての資質が検証されているかどうかにより付与するものであり、公認会計士試験の合格者数の増減によって判断するのは本質論から外れる。仮に人数の問題で判断すると、常に公認会計士試験の合格者数の増減に左右され、資質の担保を図る制度としては不安定になることが懸念される。

- 「公認会計士の資質を問題にするのであれば、例えば、税理士登録している公認会計士が問題を起こしているのかどうかなど、その論拠を明らかにすることが必要ではないか」に対して

国民の財産権に深く関与する税理士制度は、昨今における原発事故同様、問題が起こってから対処するものでなく、その前に制度として整備しておくべきものである。

税制が、高度化・複雑化していく状況下において、現状のまま放置しておくことは益々そのリスクが高まっていくものであり、リスク管理の観点からも予め手を打っておく必要がある。

「論定整理メモ・2（4）試験科目の整理」の箇所で、消費税の必須科目化に関する意見が記載されているが、税制がこのように複雑化・高度化している現状において、税理士試験制度そのものにおいても、より高度な資質の検証が求められるのではないかという意見もある中、公認会計士に対する自動資格付与などをもっての外であろう。また、納税者の立場からすれば、高度な資質検証を行うことが、利益に資することはあれ、不

利益になることは皆無である。

- 「税理士の業務活動についても、益々高度化・多様化・専門化・国際化が進んでおり、訴訟対応を含め様々な納税者の多様なニーズによりの確に対応することが求められている。このような中、様々な納税者の多様なニーズに応えとともに、納税者が専門性を有する様々な担い手の選択肢の中から必要な税務サービスを受けることができるようにするとの法第3条のこれまでの考え方は、一定の合理性があるのではないか」に対して

税理士の資格取得に関する規定について、昭和26年の税理士法制定当時の名残により、法第3条第1項第3号・第4号が未だに存置されているが、税理士業務が、高度化・多様化・専門化・国際化している現状においては、今後、より厳格な資質の検証の行わなければ、納税者に対して不測の損害を与えてしまう虞がある。税理士法制定から約60年経った今、改めて現状に適合すべく抜本的に見直しをすべき時期にあるといえる。

また、「様々な担い手の選択肢の中から必要な税務サービスを受けることができるようにするとの法第3条のこれまでの考え方」とあるが、各税理士がそれぞれの資格取得の方法を納税者に示していない状況下において、納税者が税理士の資格取得の方法の違いを認識したうえで依頼する税理士を選定していることはなく、そもそも歴史的経緯からみてもこのような考え方の根拠はない。

よって、多様なニーズに対する選択肢となる税理士は、納税者側からすれば、あくまでも十分な専門性の担保がされていることが前提条件であり、これは試験制度によって検証されるものである。税務知識を必要とする業務以外の問題に対しては、各士業間で連携して対処すればいいのであり、それぞれの士業がそれぞれの専門性を如何なく発揮して協業することが、最も国民の期待に応えるものである。

(対象項目) 2 (2) 「実務修習制度の創設」

【意見】

- ・ 実務修習制度の創設については基本的に賛成する。しかし、実務経験2年の代替となるような内容及び期間であることが条件である。

【理由】

- 若い人材をはじめ多様な人材に対して、税理士となるための対策を検討することには基本的に賛成である

独立するにあたって、2年間の実務経験の内容や証明でしばしばトラブルが起こっている実情があるので、税理士としての資質の検証がなされた全ての試験合格者が税理士として活躍できるように、実務修習制度のような制度があっても良いと考える。

しかし、2年間の実務経験で得られる実務能力は、研修で得られる単なる知識以上のものであることも事実である。複雑でない事案の申告書の作成、税法の手続規定事務ができる程度の実務修習制度が、実務経験の代替となり得るのか疑問である。単に利便性を追求するためだけの実務修習制度を設けることは、税理士の資質の低下を招くものであり、信頼性の確保という趣旨に反するものである。

よって実務修習制度を創設する場合には、例えば修習期間が1年間とされている司法試験合格者に対する司法修習制度や、原則として修業年限が3年間とされている公認会計士試験合格者に対する実務補習制度等の内容や期間を参考として、高度なレベルにおいて実施されることが絶対条件となる。

なお、実務経験の内容についても、税理士の職務の重要性に鑑み、実務経験を認定する基準を厳格に規定すべきであるため、現行法第3条の「租税に関する事務又は会計に関する事務」という文言は、「租税に関する事務及び会計に関する事務」と改正すべきである。

(対象項目) 2 (3) 「受験資格要件の廃止」

【意見】

- ・ 単なる受験者の数の確保や、規制緩和、公認会計士試験制度との比較の観点からの安易な受験資格要件廃止に反対する。
- ・ しかし、要件については緩和した上で一貫性を持たせるべきである。

【理由】

○ 受験資格要件の廃止に対して

税理士試験において、国家資格である税理士資格を付与するのに相応しい資質の検証が完全に行い得るのならば、現行の学識、資格、職歴による受験資格要件を廃止しても差し支えないであろう。しかし、現行の試験制度は税理士として必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的としているが、その業務における高度な専門性から、あくまでも税法、会計に関する専門的、技術的な試験制度となっている。よって、税理士となるべき資格者として一定以上の資質を担保するためには、ある程度の学識や職歴等に基づく受験資格要件を課す必要性は認められる。

また、国民が税理士制度に求める要請は、申告納税制度のもと納税義務の適正な実現に際し、租税法令に定める課税要件を適切に判断し、納税者の権利を擁護する代理人としての存在であり、その業務は国民の権利、義務に直接関連がある。受験資格要件を完全に撤廃すると、国民の税理士制度に対する信頼感や安心感を低下させるおそれがある。

ただし、資格制度はその取得において機会が公平なものとされなければならない。明確で合理的な理由のない受験資格要件を設けることは許されない。また、税理士を志す者に対して、できる限り広く門戸を開くことも税理士業界の発展には必要であろう。従って、現行法第5条第1項各号の資格要件は不必要に厳しい内容もあるので、学識や資格の内容、職歴の内容や期間等につき受験資格要件を緩和し、その上で、要件を満たす内容に一貫性を持たせるような改正をする必要がある。

なお、司法試験制度及び公認会計士試験制度の改革を見ていると、資質の低下等問題が生じ、必ずしも成功しているとは言えない。よって、同じ轍を踏まないよう、単なる人数の確保の観点から受験資格要件廃止はかえって税理士の資質の低下を招く恐れがあるためすべきではない。

○ 「試験の内容を理論・実務重視とすることや難易度を下げることにも一考に値するのではないか」に対して

税理士試験の合格までの年数が10年程度かかるため、難易度を下げてもどうかという意見があるが、年数の問題は働きながら受験できる科目別合格制度を税理士試験が採用していることも大きな要因として考えられるため、安易に難易度を下げることにはかえっ

て資質低下を招き、納税者からの信頼を失う虞もあり問題である。

(対象項目) 2 (4) 「試験科目の整理」

【意見】

- ・ 現行の試験科目でも問題はないが、さらに質的向上につながるのであれば見直しに賛成する。

【理由】

○ 試験科目の整理・廃止に対して

現行の試験科目としての税法は、基幹税である所得税と法人税を選択必須とし、残り2科目を選択科目として合計3科目の合格を必要としている。

これは、税体系の概念として、大別すると所得・消費・資産系に区分することができ、これらの税法科目を選択することにより、税体系全体を理解できているかどうかの資質の検証が可能となるためであろう。

単に受験生の利便性という観点からの見直しではなく、納税者の保護という観点から税理士の資質の向上につながるような試験科目の見直しであれば賛成である。

○ 「消費税を必須科目にするといったことも考えられるのではないか」に対して

税理士の資質向上の観点から、今後、税理士業務を行う上で重要性が高まっている消費税に関して必須科目とすることに異論はない。むしろ、税理士業務を行う上で必要な国税4法（所得税法、法人税法、相続税法、消費税法）を必須科目として資質の向上を図るべきであり、その結果として必要ならば現状の5科目にこだわる必要はない。

(対象項目) 3 (1)「研修受講の義務化」

【意見】

- ・ 現段階では、研修の受講を法定義務化することに反対する。
- ・ まずは研修制度の利便性・拡充を図り、現行制度下において研修受講率の向上を図ることが先決である。

【理由】

○ 義務化をする以前に、現状においてまず受講率向上のための利便性を充実させるべきである

現状の受講目標達成率は低迷しており、その一因は、現行の制度では集合研修等に限定されていることにある。

通常、集合研修が行われている時間帯は、税理士業務を行う上で中心となる時間帯であり、この時間帯に研修受講を優先することは、業務執行上支障をきたしてしまう。

特に、補助税理士にとって業務時間内に事務所を抜けて参加しなければならない集合研修制度は、開業税理士以上に受講は困難であろう。

そこで、まず改善すべき点は、研修制度の利便性を向上させることである。研修の対象を集合研修中心から DVD や WEB 上での受講、読書レポート、執筆等対象範囲を広げる必要がある。これによって、現状の問題点である時間・場所といった物理的な制約が解消され、研修受講率向上につながる事が想定される。

○ 安易な義務化は自発的な自己研鑽の意識を低下させる恐れがあり、かえって資質の低下を招きかねない

性急な法制化による研修の強制は、自発的な自己研鑽の意識を低下させ、受動的なものとしかねない。その結果、研修受講の目的が本来の「資質の維持・向上」ではなく、単なる「受講率の達成」にすり替わってしまい、資質の維持・向上に繋がらないおそれがある。現状においても「受講カードのみを通して途中退席を行う」、あるいは「居眠り」等の実態も数多く見受けられている。強制的な研修の受講率向上が必ずしも、資質の向上につながる結果となるものではない。

結論としては、研修の法定義務化を急ぐのではなく、より一層の研修制度の利便性・拡充を図り、個々の税理士の自発性を高め、現行制度下において研修受講率の向上を図ることが先決であると考えられる。

○ 義務化に伴う受講率達成のため研修時間の短縮は、受講率達成という形式論が目的となっており意味をなさない

受講率達成のために基準となるべく研修時間の短縮を図ることは、本来の目的である

資質の向上のための研修時間が、目標達成のための研修時間にすり替わっており本末転倒であり意味をなすものでない。これでは、そもそも義務化することでかえって資質の向上が図れない虞がある。

(対象項目) 3 (2)「税務支援のうち税務援助への従事義務」

【意見】

- ・ 税務援助への従事を法定義務化することに反対する。

【理由】

○ 税務援助の在り方について

税務援助は、「委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務」を制度として実施すべく行われたものであり、その根底には職業専門家としての公共への奉仕という崇高な理念をもって、自発的に税理士の社会公共的使命として行うところに意義があり、法律で義務化すべき性質のものではない。

○ 税務援助義務化の必要性はない。会則対応で十分である

現状の税務支援においては大部分が税務指導対象者であり、税務援助対象者はごく僅かである。よって、税務援助部分は現状下において十分達成されており、あえて「税務援助」に限定して従事義務化を図る必要性が全く見当たらない。会則での義務付けで十分対応し得るものである。

○ 独自事業・受託事業・派遣事業の3つのすべての事業を義務化することに反対である

独自事業・受託事業・派遣事業の3つのすべての事業を義務化するとの意見があるが、これらの事業には「税務援助」部分と「税務指導」部分が混在しており、その中から「税務援助」部分を抽出することは現状のままでは不可能である（可能なのは、商工会議所等と行う「協議派遣事業」のみである）。このまま3事業とも法定義務化すると、実務上、税務指導も含めた部分まで義務化することとなりかねず、本来援助を受ける必要のない者まで援助対象者することが危惧される。

○ 地域より税務援助の従事機会に格差があり、義務化した場合に公平性・平等性の担保に問題が生じる

仮に従事義務を法定化し、従事義務違反者に対して罰則等を適用する場合、地域によっては現状の税務支援の割り当てが全員にされていない場合もあり、従事義務違反者の選定等について、どのように合理的な根拠を持つ制度としていくのかが不明である。

(対象項目) 3 (3) 「税理士証票の更新義務」

【意見】

- ・ 税理士証票の更新義務自体には特に異論はないが、更新要件として、研修の受講、税務援助への従事、会費の完納、税理士職業賠償責任保険への加入等を更新要件とすることについては反対する。

【理由】

○ 本人確認のための税理士証票の定期的な更新には賛成である

税理士証票は、現行では特に変更がなければ登録時に発行されたきりであるため、写真が登録時当初のものであり、本人確認のために定期的に更新すること自体についてはさして異論はない。

○ 証票が更新されなかった場合の効力が不明確である

証票を更新されないことにより、税務調査の立会ができないことの影響をもって、更新要件とされるものの担保を図ることを意図したものと思われるが、調査立会以外の税理士業務については、特段支障はなく、また、税理士法人や補助税理士がいる場合は、1人の証票が更新されなくても他の者による立会は可能である。このあたりも含めて制度化するに当たっての実効性に疑問が生じる。

○ 更新要件について

(1) 研修の受講

研修の受講率向上の問題は、まずは平日の日中における集合研修を中心とした在り方自体が、まさに税理士業務を行う中心的な時間帯と重複してしまうこと、及び開業税理士はまだしも補助税理士に関しては現実問題として参加が困難なことにある。

まずはこのような、時間や場所といった問題を解消する施策行い、受講環境等を整えるべきである。よって、研修の受講義務を要件とすることは時期尚早であり反対である。

(2) 税務援助への従事

「税務援助自体が、現状でも充分達成されていること」「現状の税務支援の割り当てが全員されていないこと」「税理士会が税務行政の下請け機関の役目を担うおそれがあること」等から、そもそも更新の要件とすべきものではない。

(3) 会費の完納

『4 (1) 「会費滞納者に対する処分の強化」』では登録の取消事由としており、まずはこれとの整理を行うべきである。

(4) 税理士職業賠償責任保険への加入

業務上発生するリスクについては、自己責任により解決するのが本来の姿であり、法により保険加入を強制することによって解決すべき性格のものではない。また、現行の任意加入の保険制度であっても、開業税理士で実際に税理士業務を行っている者の約7割、税理士法人の約8割弱が既に参加しており、あえて要件とする必要はない。

(対象項目) 3 (4)「税理士職業賠償責任保険への加入義務」

【意見】

- ・ 税理士職業賠償責任保険への加入義務化規定を創設することに反対する。

【理由】

- 業務上発生するリスクについては、個々の税理士が独立した職業専門家として、自己研鑽によりその軽減を図り、それでも発生したリスクについては自己責任により解決するのが本来の姿であり、税理士会がその会員に対して保険加入を義務付けることによって解決すべき性格のものではない。
また、保険制度の本質から、この加入義務化の導入は、納税者を保護するというよりは、税理士の経営の安定化が主目的であると社会から認知され、決して社会的信頼性の向上に寄与するものとは思われない。
- 司法書士が司法書士連合会会則及び単位会の会則に基づき、単位会ごとに所属する司法書士全員が賠償責任保険に加入しているが、その他の資格業では特に加入を強制しておらず、税理士すべてに加入を強制するほどの合理性はない。
- 加入義務規定を創設し税理士会員に加入を強制することは、「会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする」税理士会の権限を超えており、憲法に定める自由権や財産権を侵害する恐れもある。
- 現行の任意加入の保険制度であっても、開業税理士で実際に税理士業務を行っている者の約7割、税理士法人の8割弱が既に加入している現状から鑑みると、あえて改正すべき積極的理由も見当たらないので、税理士職業賠償責任保険の加入義務規定を創設することに反対する。

(対象項目) 4 (1)「会費滞納者に対する処分の強化」

【意見】

- ・ まず財務大臣通知（法第 47 条第 2 項）など現行法上とりうる手段を尽くして会費の徴収に努めるべきである。

【理由】

- 登録の取り消しと証票の更新とでは趣旨が異なるので、別の視点での検討が必要である。

現在、各税理士会において会費の滞納に対する対応が問題になっているとのことであるが、会費滞納者に対しては会則上の処分が行われているのが実情である。

会則上の処分を受けた者は「会則遵守義務」（法第 39 条）を遵守していないことになり、法違反者となる。法違反者に対しては、各税理士会は財務大臣に通知をしなければならないこととされているが（法第 47 条第 2 項）、現在会費滞納に基づく法違反者について財務大臣通知は行われていない。現行法の中でとるべき手段があるにもかかわらず、それを行っていないのが実情である。

- そこで、まず現行法上出来得る処分を行い、滞納額を減らす努力が行われ、そのうえでなお会費の滞納が問題になる場合にこそ、会則上の処分に実効性を持たせるなどの法改正によって措置されるべきである。

なお、改正要望項目の証票更新でも会費の完納が更新要件とされており、この更新期間は 10 年とされている反面、登録取り消しは 2 年となっている。つまり、改正が達成されれば 2 年以上の会費滞納者は存在しないことになるので、証票更新要件と登録取り消しの各項目で整合性が図られるべきである点も付言しておく。

(対象項目) 4 (2) 「財務大臣の総会決議取消権の廃止」

【意見】

- ・ 財務大臣による税理士会又は日本税理士会連合会の総会決議の取消権を廃止することに賛成する。

【理由】

- 税理士は、租税に関して納税者の権利を擁護すべき使命と、納税者の代理人として納税義務の適正な実現を図るべき責務を有する。

よって、税理士が「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において（法第1条）」その職務を遂行するには、自由職業専門家の団体である税理士会は、自主性・独立性を保有し、税務官公署とは常に対等の立場にあらなければならない。

しかし、現行法において、本来は行政庁と対等の立場にあらねばならない税理士会が国家の監督下に置かれているような規定が存置していることは、上記の使命や責務を達成すべき税理士制度の本質を歪め、国民に対してあたかも行政庁の下部機関・協力機関と認知されてしまう恐れがある。そして、こうした現状は、本来は自ら維持すべきであり、維持が可能なはずの税理士会の自治機能を必要以上に制限してしまう結果となる。

また、そもそも法令に規定された納税義務の実現を図る税理士を構成員として組織し、特別法上に規定された公法人である税理士会の役員が、法令や会則に違反した決議や、公益を害する決議をする可能性は限りなく低く、実際にこの規定が運用されるケースは考え難い。

- 従って、国民に対してより一層の「信頼と安心」を与える税理士制度とすべく、財務大臣による税理士会又は日本税理士会連合会の総会決議の取消権を廃止するとともに、税理士会の自主性と自立性を尊重し、その他の監督権限も必要最小限とするべく改正が検討されなければならない。

なお、税理士の法的地位を確実にするためには、税理士に対する懲戒権は課税当局（財務大臣）が保有すべきではなく、将来的に税理士会自身の専管とされるべきであろう。

(対象項目) 4 (3)「臨税制度の見直し」

【意見】

- ・ 法第 50 条に規定するいわゆる臨税業務については、法第 52 条の趣旨を徹底するべく全面的に廃止し、廃止に伴い納税者が当面感じる「不便」に対しては、税務支援制度の枠内で解決を図るべきものである。

【理由】

- 本来、この制度は、緊急事態の発生やこれに類するその他の特別の必要がある場合に備えて設けられた法第 52 条の例外的制度であるにもかかわらず、ある種の既得権益として存置され続け、その運用の実態は立法趣旨からは相反したものとなっている。

税理士法成立当時の税理士が不足していた時代ならいざ知らず、当時の税理士の数と現在とを比較すると遥かに増加しており、このような例外的規定を存置する必要性はなく、緊急事態の発生等に伴う必要があれば、税理士会が実施する税務支援の枠内ですべて対処すべきものであり、また税理士法基本通達 2-2 と併せて考えれば、地方公共団体の職員にのみ臨税業務を許可する理由もない。

- また、各地の商工会や農業協同組合等においては、この臨税業務の許可の範囲を超えて、ないしは許可を受けることすらなく、事実上の税理士業務を行っている実態も散見している。我が国の申告納税制度の周知及び発展の上から、経過的に小規模納税者に対する納税支援として「小企業納税者の税務指導について (昭和 38. 12. 3)」や「商工会の役職者に対する臨時の税務書類の作成等の許可について (昭和 47. 2. 3)」という通達が国税庁より発せられ、税理士会の協力の下、対処してきたところではあるが、商工会等によっては、法第 50 条に規定する範囲や期間を超えてその事務を行う他、法第 52 条に違反する行為が後を絶たない。

従って、この際、税理士制度の維持、発展と納税者の権利利益の保護の観点から、法第 52 条の規定を徹底するためにも臨税業務の規定は廃止すべきである。

(対象項目) 4 (4)「通知弁護士等の公示等」

【意見】

- ・ 本来は、弁護士法第3条第2項の規定から「税理士の事務」を削除することを求めるべきである。
- ・ しかし、他の資格業法の改正項目であり、その実現に相当の期間を要するならば、当面の措置としての通知弁護士等の公示制度につき賛成する。
- ・ なお、法第51条に規定する「随時、税理士業務を行うことができる」という文言の解釈については明確にすべきである。

【理由】

- 昭和26年税理士法制定時の原案では、弁護士法第3条第2項の規定から「税務代理士の事務」を削除し、弁護士が税理士業務を行う際には、税理士名簿に登録を受けなければならないとされていた。それが、その後の衆議院大蔵委員会での議員修正により、結局は税理士登録を不要とする通知弁護士制度が設けられ、現在においても弁護士の既得権として継続しているのが経緯である。しかし、法制定当時と比較して、現在は経済社会の多様化・複雑化が進み、それと共に税理士の専門分野である税法や会計も高度化・専門化し、専門家に対して国民の求めるレベルも非常に高いものとなっている。

従って、このような状況において、法第2条に掲げる税理士の業務が、弁護士法第3条第1項に規定する「一般の法律事務」に該当するものと解釈することには無理があり、他の資格業法ではあるが改正を求めるべきである。

- そもそも弁護士に対して、国民は税理士業務の遂行を求めおらず、弁護士自身も税理士業務の遂行を求めている。それは、税理士登録をしている弁護士の数が弁護士全体の中でわずか2%弱と少数であることから間接的に証明されている。そして、実際に税理士登録している弁護士の税理士登録の理由の多くが、税理士業務を行うためというよりは税理士国民健康保険の加入にあることは周知の事実であり、このことから、弁護士が当然に税理士業務をできるという現行の弁護士法の規定に客観的合理性は見出せない。

- しかし、他の資格業法の改正項目であり、現実的にはその実現に相当の期間を要するものとも考えられるため、国民の安全性の確保という観点から、当面の措置としての通知弁護士等の公示制度や日税連への通知制度を設けることに賛成する。

なお、法第51条に規定する「随時、税理士業務を行うことができる」という文言の解釈については、確定的な解釈が存在しないため、例えば個別事案についてはその事案ごと、継続事案については期間を1年以内に区切るものとするなどその解釈を明確にし、

反復継続して税理士業務を行う場合には税理士登録が必要となる旨の周知徹底を図るべきである。